# 第3章 自然と人との共生

第3章では、私たちの生活の基盤であり、県民共有の貴重な財産である自然環境の保全や自然に配慮した行動をとることができる人の育成など、自然と人との共生に関することについてまとめています。

# 現状と課題

本県は、日本海から高山植物が生育する白山まで、多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産です。

しかしながら、開発や里山の荒廃などによる希少な動植物の生息地や個体数の減少、生物多様性の低下、野生鳥獣や外来種による農林水産業や人身被害の増大など、自然と人とのよりよい関係を維持していくうえで解決すべき課題が多くあります。

また、自然に対する関心や理解を高めるため、子どもをはじめ県民の自然とのふれあいの機会を増やすことも重要な課題です。

# 第1節 地域の特性に応じた自然環境の保全

石川県は、本州中央の日本海側に位置し、約580kmにおよぶ長く複雑な海岸線から、高山帯を有する標高2,702mの白山まで、多様な自然環境に恵まれています。また、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な気候と多雪により、狭い面積(4,185km²)ながら、わが国で記録されている約6,000種の植物のうち3分の1の種が生育す

るなど、生物多様性の高いことが特徴です。

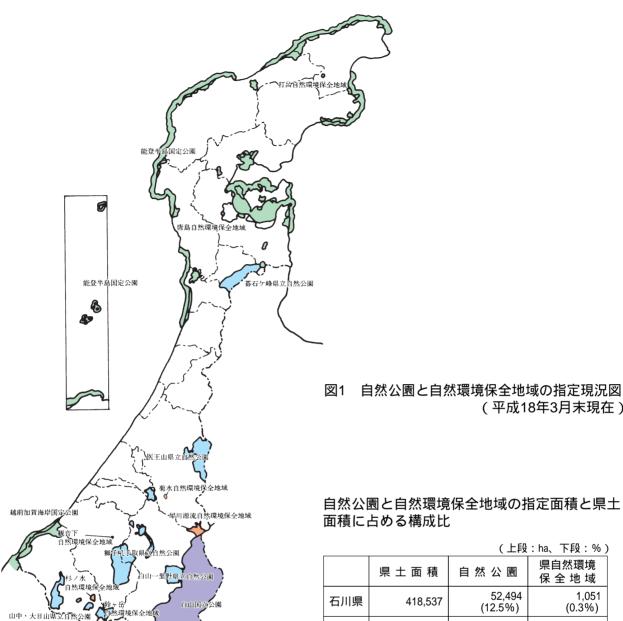
このような自然を適切に保全し、持続的に利用していくには、地域の特性に応じた保護や管理を行っていく必要があります。

1 自然環境保全地域の指定と適切な保護管理 の推進 <自然保護課> 自然は限りある資源であり、適切な保全と持 続的な有効利用を図っていく必要があります。

表1 石川県自然環境保全地域一覧

(平成18年3月末現在)

地	域	名	面	積 (ha)	特 別 野生動植物 保 護 地 区 (ha)	地 区 その他(ha)	普 通 地 区 (ha)	主 要 保 護 対 象 所在市町名 月 月 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
杉	J	水		190.2	-	86.7	103.5	トチノキ・サワグルミ林、ブナ林と動物相 加賀市 雨
打		呂		5.0	5.0	-	-	ヒノキアスナロ(アテ)の天然林 珠洲 市 5.
菊		水		6.0	-	-	6.0	低山地に残されたプナ自然林 金沢市 岩
犀	川源	流		811.5	-	811.5	-	ブナ林、ダケカンバ林と豊かな動物相 金沢市 5
唐		島		1.0	-	-	1.0	タブノキ、ヤブツバキの天然林 七尾市
かな <b>観</b>	音	下		2.0	-	-	2.0	標高70~150mにわたるスダジイ林 小 松 市 3
鈴	ケ	岳		34.8	-	34.8	-	樹齢の高いブナの天然林 小 松 市 1 2
計	(7地域	į)		1,050.5	5.0	933.0	112.5	



自然公園と自然環境保全地域の指定面積と県土

(上段:ha. 下段:%)

(平成18年3月末現在)

		( 1+1	· 110、 1.4x · 70 )
	県土面積	自然公園	県自然環境 保 全 地 域
石川県	418,537	52,494 (12.5%)	1,051 (0.3%)
富山県	424,700	119,754 (28.2%)	624 (0.1%)
福井県	418,922	61,432 (14.7%)	273 (0.1%)
全 国	37,790,697	5,370,861 (14.2%)	76,333 (0.2%)

すぐれた自然環境や自然景観をもつ地域、野生 鳥獣の良好な生息地、貴重な動植物や地形地質 の分布する地域などを優先的に保護していくた め、自然公園、県自然環境保全地域、鳥獣保護 区が指定されています。

国立公園 国定公園 ■ 県立自然公園 ■ 県自然環境保全地域

県自然環境保全地域は、天然林や動植物等が 良好な状態を維持している地域等、県土のすぐ れた自然環境を県民共有の財産として保護し、 将来に継承することを目的として石川県自然環 境保全条例(現ふるさと環境条例)に基づき指 定したものです。石川県における指定地域は、 表1及び図1のとおりです。

なお、指定地域内では、木竹の伐採や工作物 の設置等の行為が規制され、知事の許可を得な ければ行うことができません。県では、優れた 自然を優先的に保護するため、適切な管理に努 めることにしています。

# 第3音

# 2 自然公園の指定と適切な保護管理の推進 <自然保護課>

自然公園とは、自然の美しい景観地を保護しつつ、野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用することを目的に、自然公園法及び県立自然公園条例(現ふるさと環境条例)に基づき指定する公園で、石川県には、現在一つの国立公園と二つの国定公園、そして五つの県立自然公園があります(表2)。

# (1) 指定地域の現況調査

国土が狭く、古くから人が生活を営んできた

我が国の自然公園は、指定地域の土地が公有地だけでなく、私有地も多く含まれることがふつうであり、設置者がその権原を必ずしも有していないことが、都市公園などとの大きな違いです。

自然公園の優れた風致景観を保護するため、 公園内における一定の行為については、自然公 園法又はふるさと環境条例の規定による許可の 申請又は届出が必要です。過去3か年の許可等 の処理状況は表3のとおりです。

県では、環境省(自然保護官)や市町、また、 自然公園指導員等とも連携し、公園区域の現況 を把握するための調査を実施しています。

# 表2 石川県自然公園一覧

(平成18年3月末現在)

公 園 名	指定年月日 (変更 " )	面積 ( ha ) ( 石川県分 )	関係県	関係市町	興味地点
白 山国 公園	昭和 37.11.12 (昭和 61.9.12)	47,700 ( 25,735 )	富山 石川 福井 岐阜	白山市	白山主峰、噴泉塔群、蛇谷峡谷
能登半島国定公園	昭和 43.5.1 (昭和 57.1.12)	9,672 ( 8,667 )	富山 石川	七尾市、輪島市、珠洲市、 羽咋市、志賀町、穴水町、 宝達志水町、中能登町、 能登町	千里浜海岸、能登金剛、猿山岬、西保海岸、曽々木海岸、 禄剛崎、九十九湾、穴水湾、 七尾湾、七尾城跡、石動山、 別所岳
越前加賀海岸 国 定 公 園	昭和 43.5.1 (平成 5.6.29)	9,246 (1,716)	石川 福井	加賀市	片野海岸、鴨池、加佐ノ岬、 尼御前岬、柴山潟、鹿島の 森
山中・大日山 県立自然公園	昭和 42.10.1	2,576	石川	小松市、加賀市	鶴仙溪、古九谷窯跡、 大日山
獅子吼・手取 県立自然公園	昭和 42.10.1 (昭和 60.5.28)	6,410	石川	金沢市、小松市、 白山市	獅子吼高原、鳥越高原、 手取峡谷
碁 石 ケ 峰 県立自然公園	昭和 45.6.1	2,586	石川	羽咋市、中能登町	碁石ケ峰、親王塚
白 山 一 里 野県立自然公園	昭和 48.9.1 (平成 2.4.17)	1,864	石川	白山市	一里野
医 王 山県立自然公園	平成 8.3.29	2,940	石川	金沢市	奥医王山、白兀山、大沼、 トンビ岩、三蛇ケ滝
自然公園面積合計	(石川県分)	52,494			

# 表3 自然公園区域内許可・届出等処理状況

(単位:件)

区分	許		可	届出	出 ( 通	知 )	協		議	そ	Ø	他
公園別年度	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17
白山国立公園	29	27	25				10	9	14	3	4	5
能登半島国定公園	38	41	35	4	8	4			1	2	2	1
越前加賀海岸国 定 公 園	10	13	13			4			2			1
計	77	81	73	4	8	8	10	9	17	5	6	7

(注)協議 国の機関等の協議 その他 公園事業の執行承認等

# (2) 自然公園の公園計画見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、設置者は公園計画を策定し、それに基づき、特別保護地域などにおける規制や、歩道、野営場などの利用施設の整備を行うことになっています。

公園計画は概ね5年ごとに見直しをすることになっており、平成18年度は、環境省が白山国立公園の公園計画の見直しを行います。県としてもこれに関わり、協力することとしています。

(3) 公有地化した自然景観地の適切な保護管理 県では、自然公園などの優れた自然地域の保 全を図るため、昭和41年度から私有地を買収し て自然景観地とする公有地化を進めています。 その状況は、表4のとおりです。

また、関係市町とも協力し、自然景観地の適

切な保護管理に努めています。

(4) 自然公園施設の適正な利用と管理の推進 県民が自然とふれあい、心身のリフレッシュ を図る場として、自然公園の役割はますます重要なものになっています。

県では、自然公園の健全で快適な利用のため、 各種施設の整備を進めるとともに、それらの施 設を拠点とした「いしかわ自然学校」のプログ ラムを開催するなど、利用マナーの向上や自然 の保護に関する普及啓発を推進しています。

白山では、平成9年度から宿泊施設である白山室堂と南竜山荘に予約制を導入した結果、混雑が緩和されました。また、利用者の快適性と安全性を確保するため、鶴来警察署や石川県白山自動車利用適正協議会が主体となり、夏と秋の登山シーズン中の週末を中心に、マイカー等

# 表4 自然公園区域内市町別公有地状況(平成18年3月末現在)

(単位:ha)

											(単1型:na)
							共有地(A)	県有地(B)	(A) + (B) = (C) 合計	公園面積(D)	割合% (C)/(D)
白।	Щ	地	X	白	山	市		1,308	1,308	25,735	5.1
小						計		1,308	1,308	25,735	5.1
能	登	地	X	珠	洲	市	10	22	32	1,142	2.8
			輪島市		38		38	2,398	1.6		
	羽咋市		市	36		36	889	4.0			
	宝達志水町		水町	21		21	82	25.6			
				志	賀	町	42		42	164	25.6
				七	尾	市		6	6	1,128	0.5
				能	登	町	4		4	273	1.5
小	小計		151	28	179	6,076	2.9				
加引	賀	!		13	19	32	32 1,716				
金	沢	地	地区 金 沢 市 105		105	131	236	2,940	8.0		
合 計		269	1,486	1,755	36,467	4.8					

<sup>(</sup>注1)公園区域に含まれていても、公有地のない市町は省いてあります。

# 表5 自然公園利用者数(石川県分)

(単位:千人)

公	悥	名	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
白山	国 立 2	園	788	664	676	532
能 登 🖰	半島 国 定	公 園	4,939	6,028	5,669	5,053
越前加	賀海岸国定	三公園	882	1,006	791	837
県 立	自然。	虚	1,687	1,512	1,418	1,180
合	·	計	8,296	9,210	8,554	7,602

資料:環境省「自然公園等利用者数調」

<sup>(</sup>注2)記載面積は、全て公簿面積です。

の一般車両を市ノ瀬で止める交通規制を実施し ています。

なお、ここ4年間の自然公園利用者数は、表5 のとおりです。

(5) 自然公園指導員や自然解説員の活動の推進環境省は、国立及び国定公園に自然公園指導員を37名委嘱し、県では国定及び県立自然公園に国定公園等巡視員15名を置いています。これらの指導員や巡視員は、地元関係市町とも連携をとりながら、自然公園の風致景観の保護管理や公園利用者に対する指導などの業務を行っています。

また、石川県自然解説員研究会は、県の委託 を受け、白山での自然解説活動や利用指導、県 内各地での自然観察会などを実施しています。

(6) ビジターセンターの活用とネットワークの 充実

自然公園等を訪れる利用者に、展示や映像、パンフレットなどで情報を提供する施設として、白山国立公園の市ノ瀬ビジターセンターや中宮展示館(中宮温泉ビジターセンター)、能登半島国定公園の「のと海洋ふれあいセンター」などのほか、医王山県立自然公園や夕日寺健民自然園にもビジターセンターが設けられています。

県では、これらの施設を「いしかわ自然学校」の拠点施設として位置づけ、ネットワークを図りながら、自然観察会やガイドウォークなどのプログラムを実施しています。

- 3 特筆すべき自然の保護
- (1) 天然記念物等の自然を対象とした文化財の 指定と管理 <文化財課 >

県教育委員会では、自然を対象とした文化財について、「石川県文化財保護条例」に基づき、 県指定名勝として、本県のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観 の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いものを、また、県指定天然記念物として、学 術上貴重で、本県の自然を記念する動植物及び 地質鉱物等を、それぞれ指定して、適切な保 護・管理を図っています。

県文化財指定により、所有者等の現状変更等の行為には規制が行われ、減少や衰退等がみられるものについては回復のための対策がとられています。また、定期的に文化財パトロールを実施し、適切な保護・管理が行われるように努めています。

平成17年度(平成18年4月7日指定を含む)は、 天然記念物6件の新指定及び1件の追加指定を行い、自然を対象とした県指定件数は、名勝1件、 天然記念物46件、天然記念物及び名勝1件となります。

(2) 巨樹や地域のシンボルとなる自然景観等の 保全 <自然保護課 >

巨樹は、それを見る人々に畏敬の念を抱かせるだけでなく、巨樹そのものが生物の生育・生息地となるなど、貴重な自然の資産です。

県内には、樹種別で日本一の大きさを誇る「大田の大トチ」や「こもちカツラ」(ともに白山市白峰)など、数多くの巨樹があり、その多くは天然記念物に指定され、保全されています。

また、滝や渓流、海岸、奇岩、自然林などの 自然景観は、地域のシンボルとして保全してい く必要があります。

- 4 里山等の身近な自然環境の保全再生
- (1) 里山保全再生協定の締結促進と認定・支援 <自然保護課>

県内の里山を保全するには、里山の大部分を 占める私有地において、地域の方々や民間団体 が主体的な保全活動を進めていくことが重要で す。

そこで県では、平成16年4月に施行した「ふるさと環境条例」に「里山保全再生協定」の制度を盛り込みました。この制度は、里山の土地所有者と里山活動団体が締結した協定を知事が認定し、活動に必要な道具などの購入費用を助成するほか、指導者の派遣などの支援を行うも

#### のです。

この制度に基づく認定は、次のとおりです。

#### ・平成16年度

四件名	春蘭の里実行	滝ヶ原町鞍掛		
団体名	委員会	山を愛する会		
活動地区	能登町	小松市		
協定面積	2.3ha	1.1ha		

# ・平成17年度

	T== 1.1 A	粟津温泉をよ
団体名	環八会	くする会
活動地区	金沢市	小松市
協定面積	1.8ha	1.2ha

# (2) 地域や民間団体等による森林・里山保全活動等の推進と支援

〈自然保護課・森林管理課〉 県では、「里山保全再生協定」の制度以外に 新たな森林・里山活動団体を増やし、育成して いくために、チェンソーや安全管理の講習会や 専門的な知識を持った指導者の派遣を行ってい ます。また、森林の多様な働きや林業の現状に ついて理解を深めてもらえるよう、様々な体験 活動や交流活動を行っています。

#### (3) 里山保全ワーキングホリデイの実施

<自然保護課>

県では、里山保全活動を普及していくために、 平成14年度から夕日寺健民自然園や奥卯辰山健 民公園などの県有施設において、里山保全ワー キングホリデイを開催しています。

これは、ボランティアによる雑木林の間伐や下刈り、遊歩道づくりなどを楽しみながら行うもので、今後は、NPO・民間団体等による活動を広め、活発化させていくこととしています。

#### (4) 森林・里山保全活動指導者の養成

<自然保護課・交流政策課・森林管理課> 上記の里山保全ワーキングホリデイや民間団体が主催する森林・里山保全活動を安全に楽しく実施していくためには、里山や森林に関する 知識と作業・安全管理のノウハウを有する指導 者が欠かせません。

このうち「里山保全活動リーダー」は、里山保全ワーキングホリデイの参加者などに、里山の成り立ちやその保全の必要性を解説し、下刈りや間伐などの作業を指導するために養成したリーダーで、平成17年度末までの講座修了生は69名となっています。

また、森林ボランティア活動の指導的役割を担う「フォレストサポーター」の養成研修の修了生は138名となっています。

# (5) 夕日寺健民自然園の整備と機能の拡充

< 自然保護課 >

夕日寺健民自然園(約77ha)は、都市近郊の 里山の環境を保全し、身近な自然とのふれあい を推進する場として昭和55年から整備を始め、 これまでに自然観察歩道、ふれあいセンター、 芝生広場、化石の広場、トンボサンクチュアリ ーなどを整備してきました。

また、同園は県内における里山保全活動のモデル拠点施設として位置づけられており、「いしかわ自然学校・里山のまなび舎」のプログラムである「里山保全ワーキングホリデイ」や「里山あそび塾」などが行われています。

今後、各種プログラムを拡充するとともに、 里山保全に関わる団体等のネットワークと交流 の場として活用していくため、白山ろくから移 築した茅葺の建物や里山のくらし体験工房、ソ バや野菜などを栽培する実習園などの整備を行っており、平成19年度中の供用を予定しています。

(6) 森林公園等の保健休養林・共生林の整備の 促進 < 交流政策課・森林管理課 > 平成17年度は、森林公園等の保健休養林にお いて、案内板3基、方向指標2基、誘導板2基を 設置するとともに、樹木(樹種)ラベル270枚、

設置するとともに、樹木(樹種)ラベル270枚、 クイズラベル30枚を設置するとともに、県内の 小学生を対象とした森林・自然体験教室が14回 開催され、延べ385名の参加がありました。

また、平成17年から輪島市内の里山林14haを

対象に、森林ボランティア団体が森林保全協定 を締結し、自主的な森林整備活動を展開してい ます。

5 ビオトープの普及推進 <自然保護課>「ビオトープ」とは、「野生生物の生息空間」を意味する造語ですが、一般的には、人為的に創る(擬似的な)生息環境という意味で使うことが多いようです。

なお、池や水辺を造成する場合が多いのですが、必ずしもそれだけがビオトープというわけではありません。

「いしかわ自然学校」では、学校や公民館、 あるいは民間団体等が主催する自然教室や講演 会に指導者や講師を派遣する事業を行っていま す。

その一環として、ビオトープ作りに取り組む 学校などに、動植物やビオトープに関する専門 家を派遣する事業を行っています。

#### 第2節 生物多様性の確保

# 1 希少野生動植物の保護 <自然保護課>

# (1) 希少野生動植物の生息状況等の把握

石川県は能登半島の長く複雑な海岸線や白山などの豊かな自然を有しており、多種多様な野生生物が生息しています。

しかし、近年、本県においても生物の生息環境が悪化したり、身近な動植物の姿が見られなくなったり、絶滅の危機のある生物種が増えてきていることが明らかになっています。

県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップした「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 - いしかわレッドデータブック - 」を作成し、広く県民に野生生物の保護を呼びかけています。レッドデータブックの掲載種数は表6のとおりです。

生物の消長や生息状況は刻々と変化するものであり、随時見直しすることが必要です。平成16年度からは、作成後10年の2010年の作成を目途に「いしかわレッドデータブック」掲載種等の現況調査や記載内容の改正等の調査を専門家に委託して実施するなど、改訂作業を実施しております。

これと並行して、メダカやトノサマガエルな ど20種を選定して、広く県民から情報を収集す る「いしかわレッドデータブック県民参加型調 査」を実施しています。発見した種や場所をインターネットで報告いただいており、調査結果 は、改訂版のレッドデータブックにも反映させ たいと考えています。

また、県内の希少な野生生物や種の多様性を 保全するため、様々な自然環境ごとの生態系に 着目した調査を平成10年度から実施していま す。

平成16年度からは2カ年で、湖沼や大きな河川、海岸などの水域を対象とした生態系の保全のための調査を実施しています。

なお、これまで、森林(H10~12)、里山(H13~15)、湿地・海浜(H16~17)について調査を実施し、報告書を作成しています。

# (2) 希少野生動植物の保全対策

県ではレッドデータブックの作成等、希少野 生動植物の資料の作成や普及啓発に努めてきた ところですが、法令等による保護対策が不十分 でした。そこで、「ふるさと環境条例」に希少 種保護の規定を盛り込みました。この条例に基 づき、指定希少野生動植物種を指定することに より、その種の捕獲、採取、殺傷、損傷は原則 禁止となり、採取等の抑制ができるようになり ました。

平成16年度には、トミヨ(淡水魚類) イカリモンハンミョウ(昆虫類) シャープゲンゴロウモドキ(昆虫類) ウミミドリ(植物)の4

表6 「いしかわレッドデータブック」の掲載種数

(平成12年3月)

				絶滅の	おそれの	ある種					
X		分	絶 滅	絶滅危	絶滅危		左の代表的な掲載種	準 絶 滅	情 報	合 計	地域
				惧Ⅰ類	惧Ⅱ類	小 計		危 惧	不 足		個体群
植物	J [	]	9	139	234	(373)	オキナグサ、サギソウ、キキョウ	235	35	652	2
哺	乳	類	2	-	5	(5)	アズミトガリネズミ、ヤマコウモリ	8	2	17	-
鳥		類	2	13	18	( 31)	イヌワシ、オオタカ、コアジサシ	23	2	58	3
両 生	肥 虫	類	1	1	1	(2)	ホクリクサンショウウオ	2	1	5	-
淡	水 魚	類	ı	2	2	(4)	トミヨ、シラウオ	4	1	8	2
昆	虫	類	1	28	14	(42)	タガメ、イカリモンハンミョウ	49	-	91	1
浅 海	域の生	物	ı	-	2	(2)	ヒジキ、マルバアサクサノリ	15	12	29	8
その	他の動	物	1	-	1	(1)	イソコモリグモ	3	-	4	-
動物	物小	計	4	44	43	(87)		104	17	212	14
合	<u>'</u>	計	13	183	277	(460)		339	52	864	16

<sup>[ ]</sup> その他植物群落 (ランクを定めず) として126群落を選定

種を、県指定希少野生動植物種に指定し、平成17年5月1日より施行しました。

平成17年度には、チュウヒ(鳥類) ホトケドジョウ(淡水魚類) マルコガタノゲンゴロウ(昆虫類) オキナグサ(植物) エチゼンダイモンジソウ(植物)の5種を、県指定希少野生動植物種に指定し、平成18年5月1日より施行しました。

今後もいしかわレッドデータブック掲載種を 中心に検討を進め、特に必要性、緊急性の高い 希少な野生動植物種の指定を推進し、その保護 を図っていきます。

また、市町が実施する希少野生動植物の保護対策事業に対し助成しています。平成17年度は、珠洲市におけるシャープゲンゴロウモドキの保護対策として、外来魚の放流禁止啓発看板の設置、志賀町におけるイカリモンハンミョウ、ウミミドリの生息・生育環境保全のための車両侵入防止柵と啓発看板の設置に対し助成をしまし

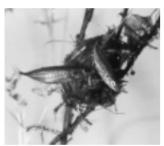
た。

また、平成17年1月に県内での生息が確認された国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオについては、環境省から保護増殖事業の委託を受け、分布、生息状況の調査を実施しました。

2 外来種対策 < 自然保護課・水産課 > 外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

外来生物が引き起こす悪影響としては、もと もとその地域にいた生物を食べたり、近縁の在 来生物と交雑し雑種を作るなど、日本固有の生 態系への影響、農林水産物を食べたり、畑を踏 み荒らすなどの農林水産業への影響、人の生 命・身体への影響などがあります。

県では、「ふるさと環境条例」で、生態系に 悪影響を及ぼす外来種については、野外への放









トミヨ

イカリモンハンミョウ シャープゲンゴロウモドキ

ウミミドリ









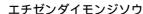
チュウヒ

ホトケドジョウ

マルコガタノゲンゴロウ

オキナグサ







アベサンショウウオ

出を禁止する規定を盛り込んでおり、外来種問題について県のホームページを通じて発信するなど、普及啓発を推進しています。

国では、外来生物法に基づき生態系等に被害 を及ぼす動植物80種を特定外来生物として指定 し、飼育や栽培、運搬、譲渡、野外へ放つこと 等を規制しています。

このうち、県内では、オオクチバス等の魚類 3種、アライグマ、ウシガエル及びアレチウリ 等の植物3種の計8種の生息・生育が確認されて います。

国の取り組みとしては、加賀市片野鴨池においてオオクチバス等の分布調査や防除技術の調査など「オオクチバス等防除モデル事業」などが実施されています。

また、県では、外来魚の効率的な駆除方法の開発を目的として各種調査を行っており、平成17年度には内川ダムと柴山潟において、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルを対象に人工産卵床を用いた卵の駆除試験を行っています。

#### 第3節 野牛鳥獣の保護管理の推進

1 野生鳥獣の保護管理の推進 < 自然保護課 >

# (1) 鳥獣保護事業計画 <自然保護課 >

野生鳥獣を保護し、繁殖を図るには、長期間にわたって計画性をもった鳥獣保護施策を推進していくことが大切であり、このため、県では、5年を期とする鳥獣保護事業計画を立てています。

この計画の内容は、次のとおりです。

- ア 鳥獣保護区の指定等及び整備
- イ 放鳥
- ウ 有害鳥獣捕獲
- エ 鳥獣の生息状況等調査
- 才 特定鳥獣保護管理計画
- カ 鳥獣保護事業の啓発
- キ 事業の実施体制の整備 等

# (2) 鳥獣保護区

<自然保護課>

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、人間の豊かな生活環境を形成するために不可欠です。

こうした野生鳥獣の持っている様々な特性が 近年の自然保護思想の高まりの中で認識され、 その保護への関心が高まっています。

石川県では、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥 獣保護区の指定を行っています。

その指定面積は、54,566ha(平成18年3月末 現在)であり、県土面積418,537haの13.0%となっており、全国平均を大きく上回っています。

鳥獣保護区の指定目的には、森林鳥獣生息地、 大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少 鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の 7種類があり、県内では指定目的別に現在49カ 所が指定されています。(表7、表8、図2)

# (3) 特定鳥獣保護管理計画の推進

<自然保護課>

近年、一部の野生鳥獣が地域的に増加して、 農林業被害や自然生態系の悪化等の問題が発生 しています。

平成16年に発生したツキノワグマ(以下クマ)の大量出没や小松市から白山麓にかけての山間部植林地のクマによるスギの皮剥ぎ被害、また、白山麓を中心としたニホンザル(以下サル)に

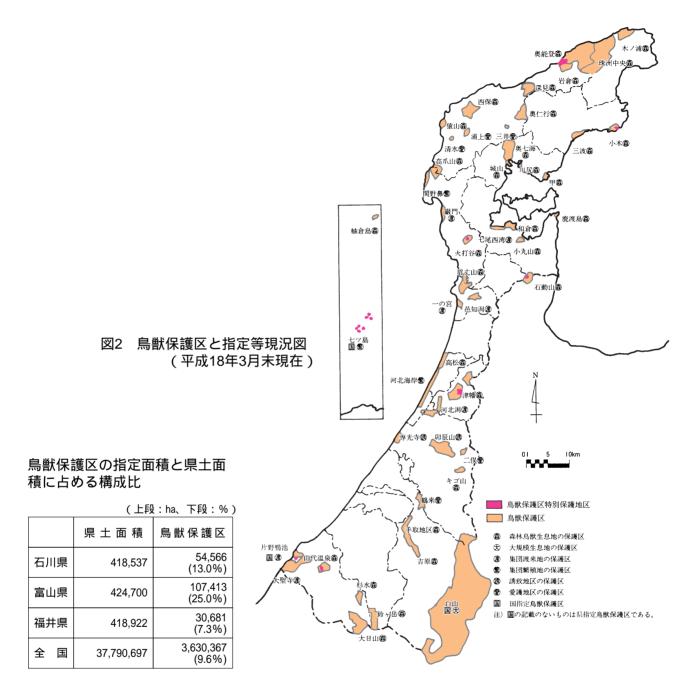
表7 鳥獣保護区等の指定状況の推移

X	<del>Si</del>		145年度	昭和	60年度	平成17年度		
	)]	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
鳥獣	扰保護区	29	27,417	47	49,096	49	54,566	
銃猟	,禁止区域	8	6,168	36	18,024	64	21,605	
休	猟 区	37	39,902	25	41,693	23	43,168	

# 表8 鳥獣保護区指定目的別状況

(平成18年3月末現在)

指	定	B	的	別	国指定原	<b>鳥獣保護区</b>	県指定原	<b>鳥獣保護区</b>	合	計
扫	Æ	Ħ	נם	נימ	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
森林	鳥獣	主息地	也の係	護区	•	-	32	23,314	32	23,314
大規	模生	息地	の保	護区	1	25,958	1	ı	1	25,958
集団	]渡丬	渡来地の保護区			1	10	5	2,774	6	2,784
集団	1 繁 列	1地(	の保	護区	1	24	2	292	3	316
希少	鳥獣	主息地	也の係	護区		-	1	-		-
生息	見地回	回廊(	の保	護区		-	-	-	-	-
身近な鳥獣生息地の保証			呆護区	-	-	7	2,194	7	2,194	
合				計	3	25,992	46	28,574	49	54,566



# よる農作物被害が発生しています。

このような野生動物との共存を目的として、 適正な個体群を維持していくと共に、農林業及 び生活に対する被害の防止を図るため、「石川 県特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。対 象は、サルとクマで、計画期間は平成14年度か ら18年度です。

クマでは、保護地域、緩衝地域、排除地域を 設定し、年間捕獲数総計を推定生息頭数の10% 以内とします。捕獲数管理の強化と良好な生息 環境の維持により健全な個体群の維持を図ろう というものです。サルについては、季節移動す る群れは追い払い、被害地及びその周辺に定住 し食物を農地に依存している群れは除去する計 画です。

平成16年9月中旬から、津幡町以南の14市町村でクマが大量に人家周辺に出没したことから、人身事故と農林業被害を防止するため166

頭のクマが捕獲されました。環境省による調査 では、大量出没をもたらしたのは、秋の食物と なるブナ、ミズナラ、コナラの不作が原因でし た。現在、環境省と北陸3県など関係県が共同 で個体数推定調査を実施しています。今後、人 里等でのクマとのトラブル抑制と奥山でクマが 健全に生息することを目標に、人とクマのすみ 分けを図っていきます。

野生鳥獣による農林水産業被害等の防止

# (1) 有害鳥獣捕獲

< 自然保護課・森林管理課・農畜産課 > 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系 に係る被害の防止の目的で、「鳥獣の捕獲等又 は鳥類の卵の採取等」をする場合、環境大臣又 は都道府県知事あるいは市町長(市町長に権限 が委譲されているもの)の許可を受けなければ ならないこととなっています。

平成16年度の有害鳥獣捕獲許可による鳥獣の 捕獲数は、表9の通りとなっています。

# 適正な有害鳥獣捕獲管理の推進

鳥獣による農林業や生活に対する被害は件 数、量とも増加すると共に、外来生物の侵入に より多様化が進んでおり、許可事務もこれらの 被害の多様化に対応した、処理が求められてい

近年増加しているイノシシに対しては、被害 防除の一環として、有害獣捕獲に適した大口径 ライフルの射撃技術の習熟のため研修事業を石 川県猟友会に委託して実施しています。

# 被害実態の把握と防止技術の調査研究

農林業についての被害実態は、市町を通じて 資料の収集に努めており、本県における平成17 年度の野牛鳥獣による農林業被害は、被害面積 約409ha、被害金額で約128百万円です。

県としては、農林業者等が自ら取り組む防護 柵、電気柵、捕獲檻等のモデル的な設置に対す る支援や各市町、関係部局及び関係団体と連携 した被害防止対策の啓発を行っています。

(2) 被害防止 < 森林管理課・農畜産課 > 県では、クマによる森林の皮剥被害が増加傾 向にあることから、その防止対策として、平成 17年度には14haのスギ人工林でのネット巻き事 業に助成しています。

さらに、ボランティアによる鳥獣害防止対策 を推進しており、小松市など県内3カ所で7月か ら8月にかけて、約100人の参加を得たネット巻 きが実施されました。

農作物の被害防止対策の支援としては、電気 柵や捕獲檻のモデル実証や地区協議会への助 言、情報提供を通じて被害防止技術の普及に努 めるとともに、それぞれの地域で鳥獣害対策を 持続して実施していくことが重要であることか ら、今後とも、現地関係者による主体的な取り 組みに対し支援していきます。

# 表9 有害鳥獣捕獲実績

(平成18年3月末現在)

A. 局积												(	半世 . 初)
許可証 交付数	捕獲数計	カラス	カルガモ	ドバト	トビ	カモ類	キジ	ケリ	ムクドリ	ゴイサギ	ヒバリ	キジバト	アオサギ
79	4,532	4,048	221	21	9	194	6	2	5	11	12	1	2

B. 獣類					(	単位:頭
許可証 交付数	捕獲数計	イノシシ	タヌキ	ハクビシン	アライグマ	イタチ
34	94	76	9	7	1	1

C. 鳥類の卵 (単位:個) 許可証 採取数計 カラス 交付数 1.274 1,274

# 3 狩猟の適正化

<自然保護課>

狩猟をするためには、都道府県知事の実施する狩猟免許試験を受け、狩猟免許を取得するとともに、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて、法律で定められている鳥獣だけを狩猟期間中(本県の場合は毎年11月15日から翌年2月15日まで)に限り行うことができることになっています。平成17年度は狩猟免許試験を1回、狩猟免許更新講習会を2回実施しましたがその内訳は表10のとおりです。

また、狩猟者登録証の交付状況は表11のとおりです。

表10 平成17年度狩猟免許試験等の実施状況

免許の区分	免許試験合格者	免許更新者	免状交付件数
網・わな猟	26人	17人	174
第一種銃猟	12	78	747
第二種銃猟	1	1	24
計	39	96	945

表11 平成17年度狩猟者登録証交付状況

(平成18年2月15日現在)

		( 1 12%	.о т = / з .о щ - / в т /	
区 分	県 内 者	県 外 者	計	
網・わな猟	123件	2件	125件	
第一種銃猟	643	83	726	
第二種銃猟	21	2	23	
計	787件	87件	874件	

#### 第4節 自然とのふれあいの推進

# 「いしかわ自然学校」の推進・充実

「いしかわ自然学校」は、本県の多彩な自然 を活かした深く楽しい自然体験をとおして、自 然から学び、自然を大切に思い行動する人を育 てることを目的としています。言い換えれば、 「自然体験をとおした環境教育」を行う事業と いうことになります。

「いしかわ自然学校」の自然体験プログラム は、環境安全部だけでなく、教育委員会や農林 水産部・土木部・観光交流局などの各部局が横 断的に実施しています。しかし、「いしかわ自 然学校」の最大の特徴は、民間団体や事業者等 が連携・協働し、県内各地で特色ある自然体験 プログラムを実施する広域・パートナーシップ 型の自然学校であることです。

「いしかわ自然学校」は、平成13年度に本格 開校し、これまでインストラクタースクールの 開校やプログラムの拡充を行ってきました。

平成17年度の事業一覧は表12のとおりで、約 280のプログラムに約2万3千人の参加者があり ました。

# (1) いしかわ自然学校の推進・運営体制

< 自然保護課 >

# 運営体制の構築

「いしかわ自然学校」は、民・学・官の連 携・協働による運営を行っていることから、事 務局を「いしかわ環境パートナーシップ県民会 議」に置くとともに、さまざまなプログラム実 施者からなる運営協議会を開催し、推進方策や プログラムの検討を行っています。

# 「いしかわ自然学校まつり」の開催

「いしかわ自然学校」を広く県民に周知し、 併せてさまざまなプログラム実施主体の連携を 強めていくため、平成16年度から「いしかわ自 然学校まつり」を夕日寺健民自然園で開催して

平成17年度は、自然体験プログラムの実施や 関係団体等の展示、地元産品の即売、夕日寺健 民自然園で採れたソバを使った手打ちそばの提 供などを行い、約600名の参加者がありました。

# いしかわ自然学校

# エコロジーキャンプ

ふるさとの豊かな自然や文化を 楽しく体験します

スノーケリングと海鮮料理 白山での山岳スキー 夜の昆虫採集 大人向けのガイドトレッキン グや環境保全活動 など

特色あるテーマに沿って、深 く自然を体験し、交流をはか る民間団体・事業者等主催の 宿泊型(有料)プログラム

# 自然のまなび舎

山・海・森・里…多彩なフィール ドで気軽に楽習します

白山の自然をまるごと体験 する

「山のまなび舎」

海の自然をより深く体験する

「海のまなび舎」

身近な自然にふれる

「里山のまなび舎」 など

県内の自然ふれあい施設を拠 点とした自然観察会や自然教室、 里山保全ワーキングホリデイ など、主に日帰型(無料)の プログラム

# 子ども自然学校

自然の中で子どもたちの心と 体を育みます

山で 登山、渓流探検、山 菜取り

海で カヌー、スノーケリ ング

森で 森の家づくり、昆虫 採集

農地で 農作業体験 など

県立青年の家や少年自然の家 などが行う個人参加型と学校 団体活動型の「いしかわ子ど も自然学校」、 「いしかわ森 と田んぼの学校」など

# 指導者養成セミナ-

「いしかわ自然学校」を企画・ 実施する指導者を養成します

インストラクタースクール 「インタープリターセミナー」 「インストラクター養成課程」 こども自然学校野外活動ボ ランティア養成セミナー 里山保全活動リーダー養成

スノーケリング指導者研修 会 など

いしかわ自然学校で活躍する 企画者や指導者を養成するセ =+-

# 表12 平成17年度 いしかわ自然学校事業一覧

区分	事 業 名	事 業 の 概 要	参加実績				
	事務局の設置 運営協議会の開催	連絡調整、広報、推進方策の検討等 事務局:県民エコステーション内					
推進体制	イメージアップ事業	いしかわ自然学校まつりの開催、環境フェア、 子ども未来の城への出展等	1,160				
	リーディングプログラム事 業	エコロジーキャンプへのゲスト講師、インタ ープリター等の派遣					
	指導者派遣事業	指導者派遣型自然学校	1,315				
子ども 自然学校	いしかわ子ども自然学校	少年自然の家等における個人公募型および学校団体受入型の自然体験プログラム ・オールシーズンチャレンジ 149人 ・サマーチャレンジ 1,277人 ・ファミリーチャレンジ 1,796人 ・団体活動型実践推進校 (50校 2,340人	5,562				
	いしかわ森と田んぼの学校	森や田んぼを遊びと学びの場とする農林作業 体験学習(36校)	3,429				
	里山のまなび舎	夕日寺健民自然園、奥卯辰山健民公園、森林 公園等での県民による里山保全活動など	636				
	山のまなび舎	白山まるごと体験教室など(白山自然保護センター)	1,891				
	海のまなび舎	スノーケリング・観察会等(のと海洋ふれあいセンター)	281				
拠点施設型	自然解説事業 白山や県下各地での自然観察会						
	森のまなび舎	健康の森、森林公園、県民の森での子ども向 け宿泊型森林体験教室	385				
	自然と生態のまなび舎	自然と人との関わりを感じ取るエコ体験教室 (いしかわ動物園)	226				
	水辺のまなび舎	白山砂防科学館、木場潟での水生生物、ビオ パーク管理作業体験等	101				
	広坂子ども教室	クラフトやネイチャーゲームなどの定期的な教室	440				
エコツー リズム型	エコロジーキャンプ	特色あるテーマによる深い自然体験を行う宿 泊・有料プログラム	792				
	インストラクタースクールの原	105					
	青少年野外活動リーダー養成セミナー						
指導者養成	スノーケリング指導者研修会						
	里山保全活動リーダー等の指導者養成講座						

(計23,079)

#### (2) 指導者の養成

< 自然保護課・農地企画課・生涯学習課 > インストラクタースクール等指導者養成事 業の充実

安全で楽しい自然体験プログラムを実施するためには、指導者が最も重要であることから、「いしかわ自然学校」では指導者養成に力を入れ、平成12年度からインタープリター(自然と人との橋渡し役・案内人)セミナーや企画者養成セミナーなどを開催してきました。

平成15年度からは、これらのセミナーを拡充 した「インストラクタースクール」を開校し、 魅力あるプログラムの企画から実施、評価まで をできる指導者の養成に努めています。

平成17年度までのインストラクター課程修了 者は、54名となっています。

また、農林業・農山村を題材とした体験型の 環境教育を実践する指導者の養成を図るため、 水土里のインストラクター養成研修や学校教員 等農林業技術研修を実施し、農林業に対する理 解の促進と体験学習手法の普及を目的とした研 修を実施しています。

# 小学校教員のインタープリターの養成

県では、自然体験活動の基礎的な能力を養い、「いしかわ子ども自然学校」をはじめ、自然体験活動等のプログラムを各学校独自で作成することができる教員を養成するため、平成15年度から5年計画で、毎年、県内小学校50名の教員をインタープリターセミナーに派遣しています。

# 指導者の派遣・支援

「いしかわ自然学校」では、企画・募集型の プログラムだけでなく、学校や公民館などが主 催する自然教室などに専門講師を派遣する事業 も実施しています。また、養成したインストラ クターなどの指導者を派遣することにより、民 間プログラムの質の向上を図るとともに、指導 者に活動の場を提供しています。

# (3)「いしかわ自然学校」プログラム

「いしかわ自然学校」のプログラムは、その 実施形態などから、次の3つに大きく分けられ ます。

今後、より魅力的なプログラムを増やしていくために、「エコロジーキャンプ」を拡充することとしています。

# 自然のまなび舎(拠点施設型)

< 自然保護課 >

県の自然関係施設を拠点として行われる、主に日帰り・無料型のプログラムを「自然のまなび舎」と呼んでいます。〈里山〉では「里山保全ワーキングホリデイ」や「里山あそび塾」(夕日寺健民自然園等)、〈山〉では「ブナ原生林トレッキング」や「かんじきハイク」(白山自然保護センター関係施設等)、〈海〉では「体験スノーケリング」や「磯の自然観察会」(のと海洋ふれあいセンター等)などのプログラムがあります。

# 子ども自然学校

ア いしかわ子ども自然学校 <生涯学習課> 大自然の摂理を体験的に学ぶ中で、自然保護 の大切さや思いやりの心を育ませたり、自然の 材料を素材にして先人の生活の工夫を学ばせる などを目的として、青少年教育施設を中心に、 子どもたちの体験活動プログラムを実施してい ます。平成17年度には、79プログラムに3,222 人、のべ9,358人の参加がありました。

イ いしかわ森と田んぼの学校 < 農地企画課 > 農林業や農作物への理解促進と環境に対する 豊かな感性を持つ子どもを育てていくために、田んぼ、水路、ため池、森林などを遊びと学び の場とし、農林業・農山村が持つ多面的な機能を活用した体験型の環境教育を実施するもので、県内小学校を対象に平成12年度から実施しています。

# ・実績(累積)

体験人数(延べ):109,211人

体験校数(実数):250校(実施率63%)

エコロジーキャンプ (エコツーリズム型) <自然保護課>

主に民間の団体や旅行業・旅館業を営む事業者が主催する宿泊・有料型のプログラムを「エコロジーキャンプ」と呼んでいます。白山の高山植物や食文化、無人島キャンプなど特色あるテーマにそって自然をより深く体験し、楽しむための多彩なプログラムがあります。

2 自然公園施設の整備・充実と適正な利用の 促進 <自然保護課>

# (1) 自然公園施設の整備・充実

自然公園内の利用施設は、利用計画に基づき、 自然を守りつつ、安全で快適に利用できるよう に整備を進めています。

平成18年3月末現在の自然公園内の利用施設については、資料編「自然公園施設一覧」に掲載してあります。

# 自然公園施設の整備・促進

# ア 白山国立公園

昭和37年の国立公園昇格以来、ビジターセンターや宿泊施設、登山道、避難小屋、トイレ等の整備を行ってきました。しかし、高山帯の過酷な気象により、近年、施設の老朽化が進行してきたため、毎年、改修工事を実施し、利用者の安全と快適性の確保に努めています。

平成7年度から14年度にかけて実施した「白山国立公園核心地域総合整備事業(通称「緑のダイヤモンド計画」)」により、室堂や南竜ケ馬場、市ノ瀬のビジターセンターの改修、白山国立公園センターの新築をはじめ、白山禅定道などの登山道の整備や植生の保護復元工事が行われました。

平成15年度及び平成16年度には、「百名山のふるさと白山整備事業」として、個々の登山道の自然環境や利用面での特性などを把握し、保護と適正利用が両立できる整備レベルを見極めながら、登山道、避難小屋等の改修に取り組みました。

なお、平成17年度から、主要施設の整備は環

境省の直轄事業となり、県が施行委任を受けて 工事を実施しています。平成17年度は、岩屋保 谷園地の整備や南竜道、加賀禅定道などにおけ る植生復元のための歩道改修・木道の設置など を行いました。

# イ 能登半島国定公園

近年のオートキャンプ場への需要の高まりに対応するため、能登千里浜休暇村及び木ノ浦健民休暇村に引き続き、輪島エコロジーキャンプ場(輪島市西保地区)を整備し、平成9年度から供用しています。

#### ウ 越前加賀海岸国定公園

越前加賀海岸国定公園では、これまで加佐ノ岬、片野、塩屋、鹿島の森等の自然歩道整備や 園地整備等を実施しています。

#### 工 県立自然公園

平成8年3月に5つめの県立自然公園として指定した医王山県立自然公園は、都市部に近く、多くの利用者があります。指定後に実施した「大池平国民休養地整備事業」により、ビジターセンターや休憩舎、登山道などが整備されました。

また、貴重な植物を保護するため、採取を禁止する植物を指定し、平成11年度から施行しています。

民間団体等への登山道管理委託等の促進 登山道や避難小屋等の施設は、山岳地の厳し い気象条件などにより、損傷が激しく、また、 その維持補修には多くの労力と費用を要しま す。

県ではこれまで、地元自治体などに管理を委託することが一般的でしたが、その山に精通した山岳会や地元団体などに委託する方が、的確できめ細かな対応ができることから、近年、このような民間団体等への委託を推進することとしています。平成17年度は、白山と医王山において4団体に委託しました。

#### 3 身近な自然とのふれあいの場の充実

# (1)「いしかわ自然学校」拠点施設の充実 < 自然保護課・生涯学習課 >

白山自然保護センター(昭和48年4月設置)では、白山地域における自然環境の保護管理にあたるとともに、自然・人文諸現象に関する調査研究や自然保護思想の普及啓発を一体としたユニークな事業を展開しています。

また、「いしかわ子ども自然学校」として、 県立青年の家、少年自然の家をはじめ、国、市 町などの施設の協賛のもと、「いしかわ子ども 自然学校」拠点施設の拡充に努めています。平 成17年度には、白山青年の家を改築・改修整備 し、7月にリニューアルオープンするとともに、 宿泊定員も100名から160名と拡充しました。

# (2) 森林公園等の保健休養林施設の整備促進 < 交流政策課 >

保健休養林施設の保全活動拠点としての機能 強化のため、平成17年度には、次の事業を実施 しました。

- ・老朽化したトイレを取壊し、新設トイレを 1棟建築しました。
- ・フィールドアスレチック40施設のうち、地際等の腐食の著しい3施設の更新を行いました。
- ・遊覧用ボート16隻のうち、5隻について補 修・再塗装を行いました。
- ・電気施設のないバンガロー6棟に照明施設 及びコンセントの設置を行いました。
- ・集成材で造られた上路式アーチ車道橋としては、我が国で最も古い近代木橋である「かじか橋」(延長:22.7m)の改修工事を行いました。

# (3) 自然史資料館の整備促進 〈生涯学習課〉 県では、人と自然の調和のとれた発展と豊かな自然の次世代への継承を図る生涯学習の場として、ふるさと石川の自然史資料の収集・保管・研究及び県内自然史系施設等のネットワーク化を図るため、自然史資料館の整備をすすめ

ました。

平成18年度には、「教育普及棟」及び「研究 収蔵棟」の2棟を開館し、教育普及棟では、教 育普及プログラムや企画の展示等を行い、研究 収蔵棟では、標本の調査・整理・保管を行うこ ととしております。

# 4 温泉資源の保護と適正な利用の推進

< 自然保護課 >

石川県には1,200年を超える古い歴史をもつ温泉があります。加賀の山中、山代、粟津や能登の和倉などの温泉は、いずれも自然に地表に湧き出していた源泉を利用したものです。

源泉数は310カ所(平成17年3月末現在)あり、 数では全国的にみて中位に位置します。

泉質は塩化物泉が多く、次いで硫酸塩泉、炭酸水素塩泉の順になっています。

本県の温泉の特徴は、他県に比較して自噴泉の割合が少ないこと及び泉温が42 以上の高温泉の割合が少ないことなどがあげられます。そのため本県では、過度の揚湯による枯渇等の現象を未然に防止し、温泉の効率的な利用に努めています。

# (1) 温泉の保全

温泉の掘削やゆう出量の増大を目的とする温泉の増掘又はポンプ等動力の設置を行う場合には知事の許可が必要で、県ではこれらの許可に際し、源泉の密集化の防止や適正揚湯量による揚湯の遵守について厳しく指導、監視を行っています。温泉掘削等の許可件数は表13のとおりです。

また、環境審議会に専門の学識経験者等から なる温泉部会を設置し、温泉の保全を自然環境 の保全として位置付け、同部会における様々な

表13 温泉掘削等許可件数 (単位:件)

区分	年	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
掘	削	2	9	8	5	2	9	7	6	4	14	2
増	掘	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
動力装置		5	7	6	5	4	5	2	6	6	4	6

提言や意見をもとに、温泉保護行政の推進に努めています。

(2) 温泉の利用

# ア 温泉利用の安全確保

温泉には、様々な効能がありますが、反面、 利用方法によっては人体に害を与える場合もあ ります。温泉法では、温泉を公共の浴用又は飲 用に供しようとする場合には知事の許可を必要 とし、温泉利用の安全を確保しています。

本県では、温泉利用施設の所在地を所轄する 保健所長にその許可の権限を委任しており、 様々な公衆衛生上の検査を実施したうえで許否 を判断しています。平成16年度の温泉の利用状 況は表14のとおりです。

#### イ 公共的利用の増進

温泉が本来有する保健休養のための機能を十分果たしうる健全な温泉地の育成を目的に、国 民保養温泉地が指定されています。

本県では、昭和36年4月に岩間、中宮、手取の各温泉が白山温泉郷として国民保養温泉地の指定を受けましたが、さらに平成6年8月に尾口村(現白山市)-里野地区の追加指定を受けました。

また、これに併せて、環境庁の補助事業である「ふれあい・やすらぎ温泉地」事業の対象に 尾口村一里野地区が選定されました。同事業は、 豊かな温泉と優れた自然環境を活かし、心身の リフレッシュの場や自然学習拠点として温泉地 の整備を促進するものです。この事業で、平成 7年度に既存の「温泉センター天領」に室内温 泉プールが増築されたほか、平成8年度には一

表14 温泉の利用状況等

(平成17年3月末現在)

源泉	利 用 源泉数 A		源泉数		源泉数		源泉数		源泉数 源泉数		温度別源泉数 (Aの内訳)				ゆう出量 ℓ /分 (Aの内訳)		宿泊	収容	年度延宿泊利用	温泉利用の
総 数 (A+B)	自墳	動力	自墳	動力	25度未満	4225 度 ま満 上	42度以上	水蒸気ガス	自墳	動力	施設数	定員	泊利用人員	の公衆浴場数						
310	18	181	11	100	27	98	74	0	1,757	30,295	245	35,664	4,107,526	101						

里野地区での自然とのふれあいを促進するための自然ふれあい展示室が同施設に隣接して設置されました。